

お手持ちの特定医療費（指定難病）受給者証は、**令和8年12月31日**で有効期間が終了します。令和9年1月1日以降も継続して医療費の助成を受けるためには、**有効期間内に更新申請**をしてください。

— **更新申請受付期限：令和8年12月31日まで** —

※新しい受給者証が届くまでは申請から**3～4か月程度**かかりますので、お早めにご申請ください。

## 更新手続きの流れ

### 1 医療機関に「臨床調査個人票」の作成を依頼

別紙⑧「臨床調査個人票作成依頼書（きいろ）」を受給者証とともに病院に提示する。

### 2 必要書類の準備

同封の申請書（更新）3枚・おたずねを記入する。  
別紙⑨「必要書類の確認リスト」を参照し、その他必要書類を準備する。

### 3 書類の提出

臨床調査個人票と必要書類を守口保健所へ郵送または窓口で提出する。

**レターパックライト** または **特定記録郵便** 推奨

※普通郵便等による未着事故について責任は負いかねます。（保健所で到達状況の確認はできません）

大阪府で審査の結果、認定となった場合は受給者証が交付されます。  
(不認定の場合は、不認定通知が届きます。)



## 送付書類一覧

- ① 受給者証の更新申請のご案内（この書類です）
- ② 臨床調査個人票 作成依頼書（きいろ）
- ③ 必要書類の確認リスト
- ④ マイナンバー連携を希望する方へ
- 支給認定申請書類（3枚組）
- 療養についてのおたずね
- 申請書記入方法
- 指定難病患者の皆さまへ

ウラ も必ずご確認ください

## 1 受給者証の認定について

下記①又は②のいずれかに該当する必要があります。

- ① 臨床調査個人票（診断書）に記載の「**重症度**」が厚生労働大臣の定める基準を満たす「**重症度**」については、**臨床調査個人票の作成を依頼する指定医にご確認ください。**
- ② **軽症高額該当基準**（令和7年8月から申請月までの連続する12か月間に、月ごとの指定難病の医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が3回以上）を満たす

## 2 健康保険・住所・氏名などに変更があった場合

**変更届** を提出

受給者証の記載内容に変更があった場合は、別途変更手続きが必要です。

**※令和8年度より、受給者証への健康保険情報の記載がなくなりましたが、府の健康保険情報把握のため、継続して健康保険変更の手続きは必要となります。**

## 3 月額自己負担上限額の引き下げが可能な場合

**変更申請書** を提出

- ・新たに**高額かつ長期**（※1）に該当する方
- ・**階層区分**（※2）が下がる方  
（支給認定基準世帯員、市民税額の変更等）

申請により自己負担上限額が  
下がる可能性があります。

（※1）申請書2枚目 「5 高額難病治療継続者（高額かつ長期）の該当」

（※2）申請書2枚目ウラ「表① 月額自己負担上限額」の表

変更は随時受け付けておりますが、更新と同時に申請することも可能です。

上記2・3の変更申請に必要な **変更届** **変更申請書** は大阪府ホームページからダウンロードできます。

大阪府 難病 変更

検索



## 提出先

大阪府守口保健所 地域保健課 難病事務担当

電話 06-6993-3132

### 受付時間

9:30 ~ 11:30

13:30 ~ 16:30

（土日祝、12月29日～12月31日を除く）

----- 切り取り線（郵送で提出の際、切り取ってご活用ください。） -----

〒570-0083

守口市京阪本通2-5-5 守口市役所庁舎8階

大阪府守口保健所 地域保健課 難病事務担当行